

# 監査報告書

平成27年 6月 9日

国立大学法人神戸大学

学長 武田 廣 殿

国立大学法人神戸大学

監事 石村 秀一

監事 松井 章

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び同法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人神戸大学の平成26年4月1日から平成27年3月31日まで第11期事業年度における業務運営、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について監査を行った結果、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法の概要

監事は、国立大学法人神戸大学監事監査規則の定めるところに従い、役員会その他の重要な会議に出席するほか、役員等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取するとともに、書面、証憑書類の査閲により、これを確かめるほか、事務局及び主要な部局等において財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

## 2 監査の結果

- (1) 本学の業務執行が、関係する諸法令及び本学の業務方法書その他の規則等に準拠して適正に実施されたものと認めます。
- (2) 本学の大学運営は中期計画、年度計画、予算、収支計画及び資金計画に基づき、適正かつ効率的に実施されたものと認めます。
- (3) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規則等に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

以上